（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和６年度 |
| 計画主体 | 境港市 |

境港市鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　境港市産業部農政課

 所在地　境港市上道町３０００番地

　　　　　　　　　　　電話番号　０８５９－４７－１０４９

 ＦＡＸ番号　０８５９－４４－７９５７

　　　　　　　　　　　メールアドレス　nosei@city.sakaiminato.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、ヌートリア、キジ、トビ、イノシシ |
| 　計画期間 | 令和６年度～令和８年度 |
| 　対象地域 | 境港市 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| 面積(a) | 金額(千円) |
| カラス類 | 白ねぎ大根 | 3232 | 2,7521,472 |
| ヌートリア | 大根等 | - | - |
| キジ | 白ねぎ、大根等 | - | - |
| トビ | 白ねぎ、大根等 | - | - |
| イノシシ | 甘しょ等 | - | - |
| 合　計 |  | 64 | 4,224 |

（２）被害の傾向

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○カラス類　野菜の被害が主である。播種した種を掘り返したり、生育期に野菜をつついて破損させること、マルチに穴をあけ、生育不良等の原因を作る、収穫期の野菜を食害するなどの被害の増加が認められる。田畑だけでなく最近では住宅の方にも出没件数が増加しており、カラス類の出没範囲が以前と比べ市内全域に広がりつつある。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 被害額（千円） | 2,912 | 2,898 | 2,944 | 2,944 | 2,944 | 2,944 | 4,224 | 4,224 |
| 被害面積（a） | 64 | 63 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 |

○ヌートリア　中海干拓地をはじめとする市内全域の水路や河川等で目撃されており、大根等で小規模な被害が確認されているため、引き続き防除を行う。○キジ、トビ　定植後の白ねぎ苗を引き抜いたり、白ねぎの畝を破壊したりする等の被害の増加が認められる。○イノシシ　市内全域で目撃が相次ぎ今後野菜への被害が想定されるため、防除を行う。 |

（３）被害の軽減目標（上段：被害金額　下段：被害面積）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和５年度実績見込み） | 目標値（令和８年度） |
| カラス類 | 4,224千円64a | 2,112千円32a |
| ヌートリア | - | - |
| キジ | - | - |
| トビ | - | - |
| イノシシ | - | - |
| 合計 | 4,224千円64a | 2,112千円32a |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | **（捕獲体制）**○全鳥獣対象　鳥獣被害を受ける者が狩猟免許所持者に依頼し、捕獲活動を実施している。 | **（捕獲体制）**○全鳥獣対象　狩猟免許所持者が少ないため、早急な捕獲対応ができない場合がある。 |
| ○カラス類　中海干拓地において、中海干拓地営農組合が大型箱わなを設置し、捕獲依頼を受けた狩猟免許所持者が捕獲活動を行っている。　また、中海干拓地において、中海干拓地営農組合が、猟友会に委託を行い、猟銃による駆除及び追い払い活動をR4年度から再開させた。　 | ○カラス類　中海干拓地が設置している大型箱わなの管理、見回り、餌付け、捕獲鳥獣の処分などの作業の受け手が1人しかいない状況であり、人員の確保が急務となっている。また、担い手不足も課題となっている。　猟銃捕獲に関しても、猟友会の会員の高齢化や担い手不足、会員数の減少が深刻となっている。既耕地については、担い手不足等の理由によりH24年度以降、捕獲事業が行われていない。 |
| ○ヌートリア　被害を受ける者が狩猟免許所持者に依頼し、捕獲を実施している。 | ○ヌートリア　捕獲実績は近年無いが、繁殖力が強く生息数は減少していないと想定される。 |
| ○キジ　被害を受ける者が狩猟免許所持者に依頼し、捕獲を実施している。 | ○キジ　捕獲体制の構築が急務となっている。 |
| ○トビ　中海干拓地において、中海干拓地営農組合が大型箱わなを設置し、捕獲依頼を受けた狩猟免許所持者が捕獲活動を行っている。　また、中海干拓地において、中海干拓地営農組合が、猟友会に委託を行い、猟銃による駆除及び追い払い活動をR4年度から再開させた。 | ○トビ　中海干拓地が設置している大型箱わなの管理、見回り、餌付け、捕獲鳥獣の処分などの作業の受け手が1人しかいない状況であり、人員の確保が急務となっている。また、担い手不足も課題となっている。　猟銃捕獲に関しても、猟友会の会員の高齢化や担い手不足、会員数の減少が深刻となっている。既耕地については、担い手不足等の理由によりH24年度以降、捕獲事業が行われていない。 |
| ○イノシシ　生息区域ではないため、従来は積極的な対策を実施していない。 | ○イノシシ　本市は生息区域ではないが、近年近隣の生息区域から侵入したものと思われる個体が目撃される事例が増加しており、捕獲体制の構築が急務となっている。 |
| 防護柵の設置に関する取組 | **－** | **－** |
| 生息環境管理その他の取組 | R4年度より、中海干拓地において、中海干拓地営農組合が、カラスの餌場となる堆肥置き場に防鳥ネットを設置する対策を行っている。 | 　堆肥置き場のある企業の営業に負荷のない形で防鳥ネットの開閉を行うなど運用方法について今後も検討する必要がある。　 |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| ○カラス類　以前と比べ出没範囲が広がっているため、生ゴミ・クズ野菜等の放置を防ぐよう周知徹底する。また農地だけでなく市街地での適切なゴミの管理等も徹底する必要がある。捕獲事業では引き続き大型箱わなによる捕獲活動及び猟銃による捕獲活動を実施する。その他、防鳥ネットやテグス等による対策や、追い払い等の対策も実施していく。○キジ、トビ、イノシシ　目撃や被害情報の把握に努め、適宜捕獲を実施する。○ヌートリア　目撃や被害情報の把握に努め、適宜捕獲を実施する。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 【捕獲体制】　被害農家が猟友会等の狩猟免許所持者に依頼し、捕獲を行っている。○カラス類、キジ、トビ　中海干拓地において、中海干拓地営農組合が大型箱わなを設置し、狩猟免許所持者による捕獲活動を行っているほか、R4年度より猟友会による猟銃駆除及び追い払い活動も再開されている。　地域の狩猟免許所持者が減少しており、捕獲体制の維持が課題となっていることから、中海干拓地営農組合、鳥取西部農協、地元猟友会等と協議し、捕獲体制の整備を図りたい。○イノシシ　目撃情報、被害報告をもとに適宜捕獲を実施する。○ヌートリア　目撃情報、被害報告をもとに適宜捕獲を実施する。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和６年度 | カラス類、キジ、トビ、イノシシ | * わな猟免許所持者、捕獲従事者増加に向けた啓発活動の実施
* 目撃、被害情報の把握
 |
| ヌートリア | * わな猟免許所持者、捕獲従事者増加に向けた啓発活動の実施
* 目撃、被害情報の把握
 |
| 令和７年度 | カラス類、キジ、トビ、イノシシ | * わな猟免許所持者、捕獲従事者増加に向けた啓発活動の実施
* 目撃、被害情報の把握
 |
| ヌートリア | * わな猟免許所持者、捕獲従事者増加に向けた啓発活動の実施
* 目撃、被害情報の把握
 |
| 令和８年度 | カラス類、キジ、トビ、イノシシ | * わな猟免許所持者、捕獲従事者増加に向けた啓発活動の実施
* 目撃、被害情報の把握
 |
| ヌートリア | * わな猟免許所持者、捕獲従事者増加に向けた啓発活動の実施
* 目撃、被害情報の把握
 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| ○カラス類　現在は、中海干拓地で、箱わなおよび猟銃による捕獲活動が実施されている。R2年度に、箱わなを1基から4基に増設した。また、R2年度から中止していた猟銃捕獲を、R4年度から再開した。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 捕獲数（羽） | 632 | 1,460 | 811 | 879 | 203 |

捕獲計画数については、現在箱わなの故障により、捕獲数が減少しているが、R5年度中に箱わなの修理を行うため、今後は、捕獲数の増加が見込まれる。年間1,000羽を目標数として設定する。○キジ、トビ中海干拓地において、カラス類と併せて中海干拓地で、箱わなおよび猟銃による捕獲活動が実施されている。R2年度に、箱わなを1基から4基に増設した。また、R2年度から中止していた猟銃捕獲を、R4年度から再開した。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 捕獲数（羽） | 113 | 38 | 165 | 207 | 29 |

捕獲計画数については、現在箱わなの故障により、捕獲数が減少しているが、R5年度中に箱わなの修理を行うため、今後は、捕獲数の増加が見込まれる。年間200羽を目標数として設定する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| カラス類 | 1,000羽 | 1,000羽 | 1,000羽 |
| キジ | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| トビ | 150羽 | 150羽 | 150羽 |
| 捕獲等の取組内容 |
| （境港市全体）○カラス類・捕獲手段：箱わな及び猟銃・実施期間：通年〇キジ・捕獲手段：箱わなによる捕獲を適宜実施する。・実施期間：被害状況を考慮して適宜実施する。〇トビ・捕獲手段：箱わなによる捕獲を適宜実施する。・実施期間：被害状況を考慮して適宜実施する。○イノシシ・捕獲手段：箱わなによる捕獲を適宜実施する。・実施期間：被害状況を考慮して適宜実施する。〇ヌートリア・捕獲手段：箱わなによる捕獲を適宜実施する。・実施期間：被害状況を考慮して適宜実施する。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| - |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|  |  |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

　　　なし

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

　　　なし

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和６年度 | カラス類、キジ、トビ、ヌートリア、イノシシ | 適宜、農作物残渣の除去（餌付け行為の防止）、追い払い・防鳥ネットやテグス等の設置（飛来の防止） |
| 令和７年度 | カラス類、キジ、トビ、ヌートリア、イノシシ | 適宜、農作物残渣の除去（餌付け行為の防止）、追い払い・防鳥ネットやテグス等の設置（飛来の防止） |
| 令和８年度 | カラス類、キジ、トビ、ヌートリア、イノシシ | 適宜、農作物残渣の除去（餌付け行為の防止）、追い払い・防鳥ネットやテグス等の設置（飛来の防止） |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 | 有害鳥獣捕獲に関する全体的な助言 |
| 西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 | 有害鳥獣捕獲の関する全体的な助言 |
| 境港警察署 | 適宜、現地調査。また各関係機関との連絡調整。銃を使用して捕獲する場合、猟友会等狩猟免許所持者との調整。 |

（２）緊急時の連絡体制

　連絡体制

　　　 　捕獲委託

市　　民

境港警察署　　　　　　　　境港市役所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市防災危機管理課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※広報（市民に対して）

市教育委員会

市子育て支援課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　西部総合事務所

鳥取県庁

米子市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※各関係機関へ周知、報告

猟友会等狩猟免許所持者

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 捕獲した有害鳥獣については、全て市内焼却施設において焼却処分している。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 |  |
| ペットフード |  |
| 皮革 |  |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） |  |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
|  |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
|  |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 被害防止対策協議会の名称 |  |
| 構成機関の名称 | 役割 |
|  |  |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 鳥取県鳥獣対策センター | ○全体計画の支援に関すること |
| 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 | ○全体計画の支援に関すること |
| 鳥取県西部総合事務所農林局・環境建築局 | ○全体計画の支援に関すること |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
|  |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
|  |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
|  |